

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 78

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ 2022 年のアフリカで特にイノベティブだった国トップ 10

カーボベルデ

- ・ カーボベルデが ARIPO に正式加入

ケニア

- ・ 商標の登録査定を不服とする 2 度目の上訴は可能であると控訴裁判所が説明
- ・ ケニアの知的財産権執行機関が知的財産権登録に関するワークショップに参加
- ・ 全米知的財産権調整センターが知的財産権に関する研修を実施

モザンビーク

- ・ 新たなモザンビーク著作権法

ナイジェリア

- ・ ムハンマド・ブハリ大統領の署名によりナイジェリアの「スタートアップ法」が成立

ルワンダ

- ・ 価格にして 7,600 万ルワンダ・フラン超に相当する模倣品を取引業者から押収

南アフリカ

- ・ 判例： Blind SA v Minister of Trade, Industry and Competition and Others

ウガンダ

- ・ ブランド権利者が知っておくべきウガンダの模倣品多発地帯

ザンビア

- ・ ザンビア登録局による商標査定通知書

2. 他のトピック

トピック多数のため、文末を参照。

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

・2022年のアフリカで特にイノベティブだった国トップ10¹

WIPOの「2022年度版グローバル・イノベーション・インデックス」(2022 Global Innovation Index)によると、アフリカで特にイノベティブな国は上から順に以下の国々となっている。

モーリシャス、南アフリカ、ケニア、カーボベルデ、タンザニア、ナミビア、ルワンダ、セネガル、ボツワナ、マラウイ

逆に、イノベーションの進展が期待を下回ったのは以下の国々である。

コートジボワール、ナイジェリア、ザンビア、カメルーン、ベナン、アンゴラ、モーリタニア

イノベーションに関して世界の上位80か国以内に食い込んだアフリカの国はわずか2か国、すなわちモーリシャス(45位)と南アフリカ(61位)であった。

カーボベルデ

・カーボベルデがARIPOに正式加入²

2022年10月14日付で、カーボベルデの以下の協定への加入が効力を発生した。

- ルサカ協定
- ハラレ議定書(特許)
- バンジュール議定書(商標)
- スワコプムント議定書(伝統的知識)
- アルーシャ議定書(植物品種)

ケニア

・商標の登録査定を不服とする2度目の上訴は可能であると控訴裁判所が説明³

¹ <http://www.ghheadlines.com/agency/pulse/20221006/157359425/top-10-most-innovative-countries-in-africa-in-2022>

² <https://www.aripo.org/the-harare-and-banjul-protocols-now-effective-in-cape-verde/>

³ <https://www.worldtrademarkreview.com/article/court-of-appeal-clarifies-second-appeal-may-lie-decision-of-registrar-of-trademarks>

ケニア控訴裁判所は、*Thermos Hong Kong Ltd v Doshi Ironmongers Ltd, Civil Appeal Application E013 of 2021 (2022) KECA 544* の訴訟において、商標登録官 (Registrar of Trademarks) の査定を不服とする高等裁判所への上訴に敗れた者は、控訴裁判所に改めて上訴を提起する権利を有するとの判断を示した。

・ケニアの知的財産権執行機関が知的財産権登録に関するワークショップに参加⁴

2022年10月4日から同月5日にかけて、知的財産権の保護に携わるケニアのさまざまな法執行機関が、新たな知的財産権登録制度に関する2日間の「反復学習ワークショップ」に参加した。

ワークショップの進行役を務めたのは、外国の機関、特にモーリシャス歳入庁 (Mauritius Revenue Authority)、南アフリカ歳入庁 (South African Revenue Service)、EU、アルジェリアおよびオーストリアの関税局から派遣された講師陣である。さらに、ケニア民間セクター同盟 (Kenya Private Sector Alliance ; KEPSA)、ケニア製造業者協会 (Kenya Association of Manufacturers ; KAM) および欧州ビジネス協会 (European Business Council) といった団体も、このワークショップに代表を派遣している。

ケニア模倣品取締機関 (Kenyan Anti-Counterfeit Authority ; ACA) の理事会議長を務める Flora Mutahi 女史の言によれば、新たな知的財産権登録制度は模倣品取引の脅威に対処するために ACA が導入した対策の一つだという。「この制度は模倣品の入国を水際で食い止めることを目指すものであり、したがって予防的かつ革新的なシステムである」と女史は知的財産権登録制度を積極的なモデルとして語っている。

・全米知的財産権調整センターが知的財産権に関する研修を実施⁵

ケニア模倣品取締機関 (ACA) のウェブサイトに掲載された最近の告知によれば、先ごろ、ケニアの知的財産権に関わる発明家、裁判官、検察官、規制担当者および税関職員が様々な国家機関から集結し、ナイロビにあるケニア政府学校 (Kenya School of Government) *において、模倣品取締に関する研修を受講した。この研修プログラムを支援したのは米国のいくつかの機関であった。**研修内容には、事例研究や、医薬品、電子機器、国境をまたいだ知財犯罪を取り締まるための調査手法等に関する講義が含まれていた。

*研修に参加したケニアの機関は以下のとおり：模倣品取締機関；ケニア歳入庁；検察庁；医薬品・毒物管理委員会；ケニア標準化委員会

**研修に参加した米国の機関は以下のとおり：米国国務省国際麻薬・法執行局；司法省海外検察業務支援・研修局；税関・国境警備局 (CBP) ；米国特許商標庁

⁴<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/346-kenya-s-intellectual-property-rights-enforcement-agencies-participate-in-workshop-on-recording-of-ip-rights>

⁵<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/344-us-national-intellectual-property-rights-coordination-center-training-on-ip-right>

モザンビーク

・新たなモザンビーク著作権法

モザンビークの新たな著作権法である「2022年法律第9号著作権法」(Copyright Law 9/2022)が2022年9月26日付で発効し、これに伴って旧著作権法(2001年条例第4号)は廃止された。モザンビークが「文学的および芸術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の締約国であるという点は注目に値する。

新著作権法はポルトガル語で書かれているため、同法の詳細に関する情報の提供はまだ限られているが、新法の重要な特徴としては以下のようなものが挙げられる。

- 著作物の創作者は著作権者である。
- 著作権に関して、登録などの形式要件は存在しない。ただし、登録によって、登録人が著作権者であるという法律上の推定が生じるというメリットがある。
- 著作権の登録機関は国立文化・創造産業研究所 IP (National Institute of Cultural and Creative Industries, IP ; INICC, IP)となる。
- 著作権の存続期間は文学的著作物については70年、コンピュータプログラムおよびレコードについては50年である。
- 障害者を対象とした著作物の無償利用に関する規定が存在する。
- 著作権侵害について、民事上・刑事上の救済が存在する。

本稿執筆の時点では、WIPOが発行する新法の公式英訳版はまだ提供されていない。

ナイジェリア

・ムハンマド・ブハリ大統領の署名によりナイジェリアの「スタートアップ法」が成立⁶

2021年5月に法案が提出されたナイジェリアのスタートアップ法は、ナイジェリア大統領の署名により2022年10月19日に成立した。同法の目的は、科学技術の分野におけるスタートアップ企業(新規事業者)と規制機関の営業と連携について規定することであり、「デジタルイノベーション・起業協議会」(Council for Digital Innovation and Entrepreneurship)と呼ばれる組織が同法の運用管理を行うことになる。報道によれば、他のアフリカ国家(チュニジア、ケニア、セネガル、エチオピア等)においても似たような法律が提出されている。

スタートアップ法はナイジェリアのテクノロジー部門の強化を狙ったものであるが、非-技術系の企業、特に資金調達、スキル・技術の交換に用いられるプラットフォーム、知的財産保護といった分野の企業にとっても恩恵をもたらすものとなるだろう。しかし、あるアナリストの指摘によれば、ナイジェリアは——ケニア、タンザニア、ウガンダなどの国と同様に——国内での知的財産登録を推進するために一層努力する必要があるという。

⁶ <https://techcrunch.com/2022/10/19/nigerian-president-muhammadu-buhari-signs-the-nigeria-startup-act-into-law/amp/?gucounter=1>

ルワンダ

・価格にして7,600万ルワンダ・フラン超に相当する模倣品を取引業者から押収⁷

ルワンダ当局は、同国内において、犯罪防止と模倣品取締を目指す大掛かりな作戦を実施している。この作戦には特に以下のような機関が関与している。

- ルワンダ国家警察
- 国家情報安全保障局
- ルワンダ食品医薬品局
- 通商産業省

この作戦のターゲットは麻薬密売、自動車盗、模倣品取引等の犯罪であり、すでに25人の被疑者が逮捕されている。押収された有害製品の大部分を占めているのは、粗悪品の食品や飲料である。

南アフリカ

・判例：Blind SA v Minister of Trade, Industry and Competition and Others⁸

Blind SA v Minister of Trade, Industry and Competition の訴訟において、視覚障害者が文学的著作物（書籍）にアクセスする権利に関して、南アフリカの憲法裁判所（Constitutional Court）が重要な判決を示した。

訴訟の事実関係

南アフリカの著作権法である「1978年南アフリカ著作権法」は、現在、「2015年著作権法改正法案」による改正の過程にある。同法案による改正点の一つは、視覚障害者が文学的著作物にアクセスする権利が認められたことである。しかし、異議を唱える声が多く上がったために、新法の施行は大幅に遅延している。

こうした遅延の結果として、視覚障害者を代表する団体が高等裁判所に申立を行い、現行の著作権法は憲法違反である旨を宣言する命令の発行を求めた。同法は、印刷の他に視覚障害者向けの伝達手段（点字等）を併用して読者がアクセス可能なフォーマットで著作物を提供する可能性を、著作権に基づいて不当に制限しているからである。この申立に対する異議申立がなかったため、裁判所は命令の発行を認めた。

高等裁判所の判決

高等裁判所が示した判決の根拠は、点字など印刷に代わるフォーマットを視覚障害者が利用するにも関わらず、現行の著作権法は著作物を無償でそのようなフォーマットに変換することを認めていない、というものであった。つまり、著作物を視覚障害者がアクセス可能なフォーマットに変換するためには、著作権者の同意を特に求める必要があるのである。著作権者の同意を求めなければな

⁷ <https://www.police.gov.rw/media-archives/news-detail/news/counterfeit-goods-worth-over-frw76-million-seized-from-traders/>

⁸ <https://collections.concourt.org.za/handle/20.500.12144/36956>

らないという余分な要件を視覚障害者に課しているがゆえに、同法は差別的なものであって憲法第9条に違反すると裁判官は述べている。

憲法裁判所の判決

この訴訟は、上告により南アフリカの最高裁である憲法裁判所に引き継がれた。憲法裁判所は高等裁判所の判決を支持し、障害を理由とした不当な差別が存在するがゆえに現行の著作権法は憲法第9条(3)に違反していると述べた。さらに、その他にも憲法に定めるいくつかの権利、すなわち個人の尊厳に関する権利(第10条)、表現の自由に関する権利(第16条1, b)、基礎教育に関する権利(第29条(1)(1))、言語と文化に関する権利(第30条)の侵害も存在する。

命令

この訴訟において憲法裁判所が発行した命令により、新法すなわち現在の「著作権法改正法案」(視覚障害者による文学的著作物の利用に関する規定を完備している)が法律として発効する時まで、各種団体が文学的著作物を視覚障害者にアクセス可能なフォーマットに変換することを認める規定が現行の著作権法に含まれているものと見なされる。

ウガンダ

・ブランド権利者が知っておくべきウガンダの模倣品多発地帯⁹

商標法に関する著名なウェブサイト World Trademark Review (WTR) に、「ブランド権利者が知っておくべきウガンダの模倣品多発地帯」(*Counterfeit hotspots in Uganda that brand owners must be aware of*)と題された記事が2022年9月28日付で投稿された。この記事は法律事務所 Apio Byabazaire Musanase and Company Advocates に所属する Jamina Apio 氏によって書かれたもので、記事の中で著者は以下のような指摘を行っている。

- 模倣品取引はウガンダにおいて大きな問題となっており、ウガンダで販売される製品の54%以上が模倣品および/または粗悪品であると見積もられている。
- ウガンダにおいて模倣品に対抗する措置を講じようとする者は、書類に不備がないことを確認しなければならない。提出すべき書類には、商標登録証の写し、委任状、税関職員のための補償状、模倣品に関わる証拠等が含まれる。
- 刑事手続の方が民事訴訟よりも遥かに迅速かつ安価な解決策となる可能性が高い。刑事手続を採るべき理由はもう一つあって、模倣品取引業者の中に民事上の損害賠償を支払える者はごく僅かしかいないからである。
- ウガンダには一定の模倣品取締機関が存在する。「模倣品取締ネットワーク」(Anti-Counterfeit Network) や「ウガンダ製造業者協会」(Uganda Manufacturers Association) などである。
- ウガンダにおいては、自らの所有地で行われた模倣品取引について土地所有者が責任を負うことはない。

⁹ <https://www.worldtrademarkreview.com/article/counterfeit-hotspots-in-uganda-brand-owners-must-be-aware-of>

- ウガンダで模倣品が多く取引されるホットスポットは首都のカンパラである。その中でも特に問題が多発しているのは、St. Balikuddembe (旧称 Owino market)、Mutaasa Kafeero Plaza および Kikuubo、Kiseka Market 等の地域である。
- 模倣品の主な侵入地点には、ケニアとの国境にある都市ブシア (Busia) およびマラバ (Malaba) と、南スーダンとの国境にある都市エレグ (Elegu) である。
- ウガンダで模倣の対象となっている有名ブランドは、アディダス、アップル、コルゲート、グッチ、HP、三菱、ナイキ、ノキア、スバル、トヨタ等である。

ザンビア

・ザンビア登録局による商標査定通知書

特段の事情により、ザンビアの登録機関である特許企業登録局 (Patents and Companies Registration Agency ; PACRA¹⁰) が商標事案 (920/2022) において拒絶理由通知書を発行した。これらの拒絶理由は 2022 年 9 月 26 日付で言い渡されたものである。

この事案で争点となったのは、第 10 類の避妊具について Population Services International の名義で出願された商標「Trust Protection You Can Trust & Label」が登録可能か否かということであった。出願は、識別力の欠如を理由として拒絶された。

副登録官 (Deputy Registrar) によって提示された拒絶理由通知書では、米国、英国および EU の判例法が引用されており、引用された判例の中には EU の有名な判例である Windsurfer 事件と Libertel 事件が含まれていた。問題の商標の主要な要素/全体的印象となるのは「Trust」という語であるが、この語は登録対象の商品に関して識別力を持っていない、と副登録官は述べている。

さらに、当局に提出された使用 (獲得した識別力) の証拠は、当該商標を登録可能とするには不十分である。使用の証拠は必ずしも獲得した識別力を示す証拠と同等ではない、と副登録官は主張している。

2. 他のトピック

アフリカ全域

・著作権侵害がアフリカのアーティスト、ミュージシャン、俳優に対する略奪行為となる経緯を教示する

<https://mg.co.za/opinion/2022-10-24-educate-people-about-how-piracy-robs-africas-artists-musicians-and-actors/>

・南部アフリカ開発共同体 (SADC) の ARV バリューチェーン企業が知的財産権に関する研修を受講

<https://www.chronicle.co.zw/sadc-arvs-value-chain-companies-receive-intellectual-property-rights-training/>

¹⁰www.pacra.org.zm

- ・ WIPO の決議がアフリカの著作権事情を変容させる

<https://www.voicegambia.com/2022/10/26/wipo-resolves-to-change-copyright-landscape-in-africa/>

ARIPO

- ・ ARIPO 長官 Bemanya Twebaze 氏が、ARIPO 加入国およびオブザーバー国において開催される視聴覚部門の著作権および著作隣接権に関する地域セミナーについて LinkedIn に記事を投稿

https://www.linkedin.com/posts/bemanya-twebaze-922255192_copyright-audiovisual-activity-6985217735211290624-f27X?utm_source=share&utm_medium=member_ios

- ・ Bemanya Twebaze 氏が、南部アフリカ開発共同体の知的財産権研修に関する記事を LinkedIn に投稿

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:6983461061823741952?utm_source=share&utm_medium=member_dektop

ガーナ

- ・ Coachella が Afrochella を著作権侵害で提訴

<https://theindependentghana.com/coachella-files-copyright-infringement-lawsuit-against-afrochella/>

OAPI

- ・ ペンジャ・ペッパー (Penja Pepper) が国際市場を席捲

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/itemlist/category/99>

南アフリカ

- ・ 南アの祝日「伝統文化継承の日」 (Heritage Day) に行われたシリル・ラマポーザ大統領の演説

<https://www.thepresidency.gov.za/speeches/address-president-cyril-ramaphosa-occasion-heritage-day>

- ・ 2022 年 9 月 27 日に開催された第 15 回年次南アフリカ・イノベーション・サミットにおける高等教育科学技術大臣ブレイド・ンジマンデ博士の演説

<https://www.dst.gov.za/index.php/media-room/media-room-speeches/minister/3757-address-by-the-minister-of-higher-education-science-and-innovation-dr-blade-nzimande-at-the-15th-annual-south-african-innovation-summit-27-september-2022>

ジンバブエ

- ・ 知的財産は苦悶するジンバブエ経済の打開策となるか?

<https://lawyer2investor.wordpress.com/2022/09/29/is-intellectual-property-the-answer-to-zimbabwes-troubled-economy/>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニューズレター Vol. 78

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年11月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手している情
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねま
す。